

社会福祉法人人類相愛事業無憂園
役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人人類相愛事業無憂園(以下「当法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする。)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定)

第3条 常勤の理事に対する報酬の額は別表第1に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬の支給の時期は職員給与(賞与を除く)の例に準じる。

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規定に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は当該費用を支給する。

(補則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規定は、平成29年6月29日より施行する。

別表第 1 (常勤の理事の報酬)

	年額
常務理事	3,050,000 円以内

別表第 2 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	9,000 円 (手取り)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	9,000 円 (手取り)

(2) 監事

	日額
監事監査等への出席	9,000 円 (手取り)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	9,000 円 (手取り)

別表第 3 (評議員の報酬)

	日額
評議員会への出席	9,000 円 (手取り)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	9,000 円 (手取り)